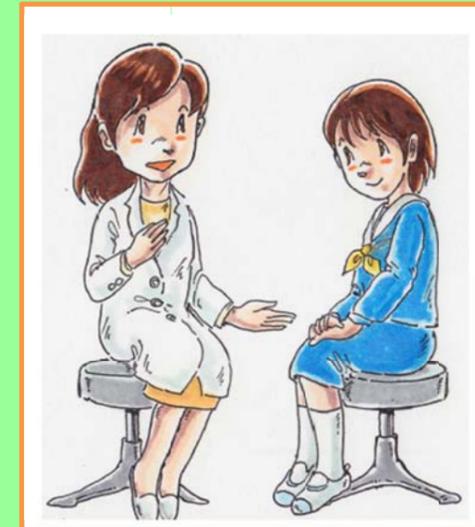


「小さなサインが見えますか」

第5章

「相談体制」





第5章 相談体制

教員としての教育相談活動

教育相談は、すべての児童生徒を対象に、あらゆる教育活動を通して行われるものですが、定期相談や呼出し相談等は、教育相談の大事な場面です。日常の各教科等の授業、休み時間や給食、部活動等の時間で、児童生徒の様子から様々な情報をつかむようにするとともに、生活アンケート、生活ノート、Q-U (Questionnaire Utilities) テストなどを活用して、児童生徒の抱えている悩みを把握するようにします。教育相談では、児童生徒の心に寄り添う言葉かけ、傾聴、受容に心がけます。もちろん、日頃からの児童生徒との信頼関係が大切なのは言うまでもありません。

スクールカウンセラーの配置による相談機能の充実

教員による教育相談活動に加え、いじめ等の児童生徒への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の相談機能の充実を図ることが重要です。

このため、愛知県教育委員会は、学校教育相談体制を充実させる目的で、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識を有するスクールカウンセラーを、中学校には全校配置するとともに、小学校には拠点校に配置しています。

<スクールカウンセラーに期待する役割>

- 「心の専門家」として、児童生徒、保護者、教職員に対し、相談（カウンセリング）や評価・見立て（アセスメント）、専門家による指導・助言を含めた協議（コンサルテーション）等を行うこと
- 情報交換や指導方法について、会議（カンファレンス）を行うこと

スクールカウンセラー（SC）を活用するポイント

【小・中学校共通】

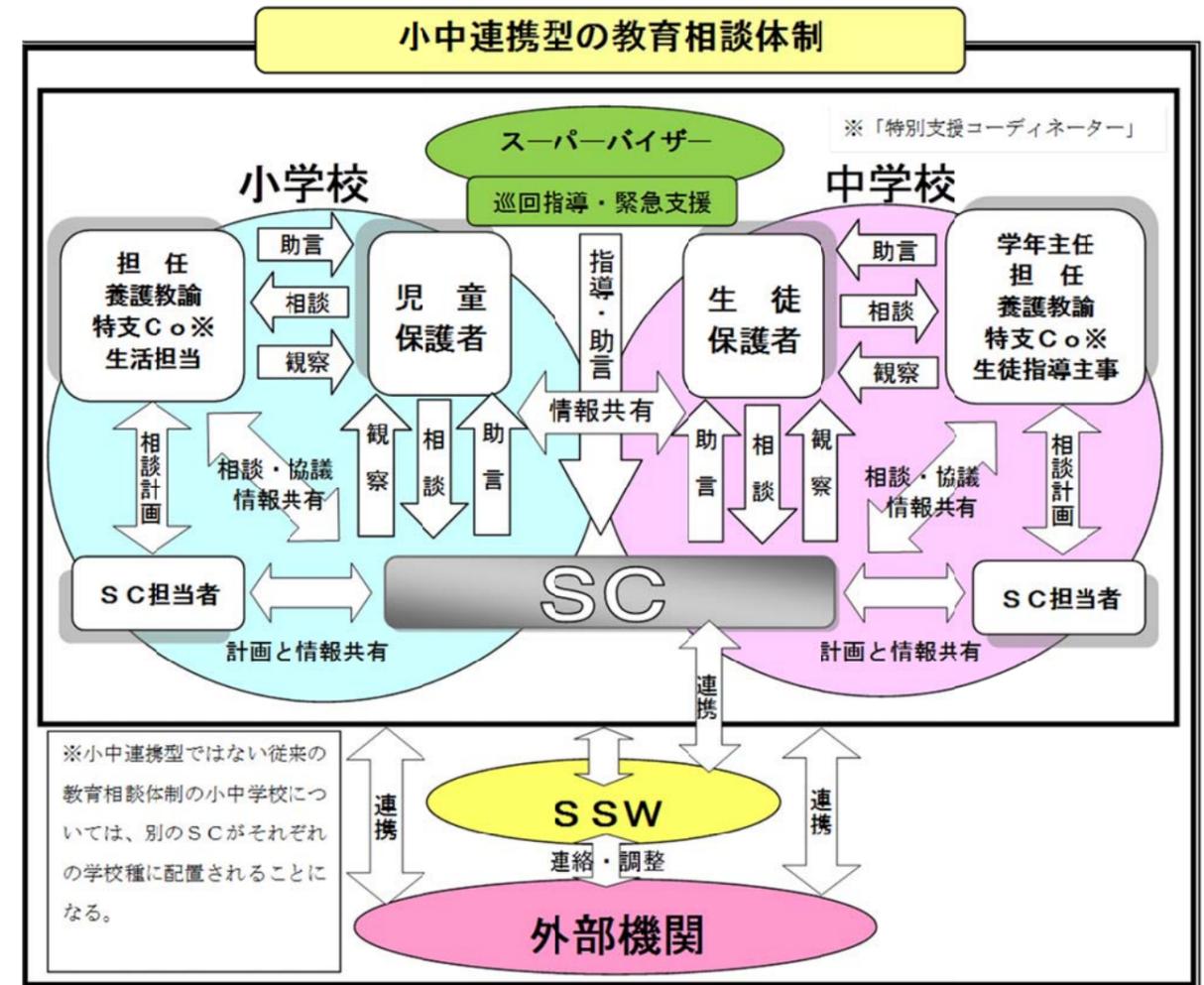
- (1) SCと自校教職員との連携、小・中学校間の情報交換
- (2) SCの年間計画や相談等の計画立案、情報共有
- (3) 養護教諭や生徒指導担当者、特別支援コーディネーターとの日常的な連携・協力
- (4) SCに任せきりにならない学校体制としての相談活動
- (5) SCの専門性を生かした各種会議や研修等の企画運営
- (6) 誰もが相談しやすい場所である相談室等の確保とその明示
- (7) SCの存在と来校について、学校行事（入学式・始業式、PTA総会）、学校便り等での周知
- (8) SCの相談計画の配付、来校を明確にする掲示板等での表示
- (9) 児童生徒にかかわる緊急支援時に、市町村教育委員会やスーパーバイザーと連携した対応
※スーパーバイザー……臨床心理に関して高度な専門的知識・豊富な経験を有する者。



【小学校】

- (1) 対象校の担当者との連携、対象校における相談や研修等への対応
- (2) 拠点校でSCが発行する便りを対象校でも配付すること等、対象校への配慮

スクールカウンセラーを活用した教育相談体制モデル



いじめの悩み等に関する相談窓口

- 24時間子供SOSダイヤル
「子どもSOS ほっとライン24」
全国统一ダイヤル 0570-0-78310 (なやみいおう)
※一部のIP電話からはつながりません。
- 「こころの電話」(年末年始を除く毎日午前10時から午後10時まで)
052-261-9671 (愛知県教育・スポーツ振興財団)
- 教育相談室(月～金 午前9時から午後5時まで)
0561-38-2217 (愛知県総合教育センター)
- ヤングテレホン(月～金 午前9時から午後5時まで)
052-951-7867 (愛知県警察本部)
- 子どもの人権110番(月～金 午前8時30分から午後5時15分まで)
0120-007-110 (名古屋法務局)
- いのちの電話(毎日24時間)
052-971-4343 (社会福祉法人 愛知いのちの電話協会)

